堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一編

『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会-

2014 年 臨川書店

いか さき よう こ 岩 崎 葉 子

T

本書は、ロシア帝国統治下の中央アジア (パミー ル高原以西の南部オアシス地帯および北部のカザフ 草原)、および帝国内ムスリム居住地域であった ヴォルガ・ウラル地域における司法制度に着目した 最新の研究成果を中心とする論文集である。

従来シャリーア (イスラーム法) と司法制度を 扱った研究といえば、もっぱらオスマン朝やペルシ アなどの中東地域がその主たる対象とされてきた。 その中にあって本書は、中央ユーラシアのムスリム 居住地域に光をあて、これまであまり知られてこな かったその歴史的実態に迫ろうとする画期的な試み である。

現在の中央アジア諸国が位置する地域では,8世 紀のアラブ・ムスリムによる征服以来、オアシス定 住民の社会を中心としてイスラーム法の適用が徐々 に進み、18世紀後半には遊牧民一般のイスラーム 化も本格化した。18世紀初頭から中央アジアへの 進出を企て始めたロシア帝国は、19世紀末までに トルキスタンをロシア領に併合, ブハラ・アミール 国、ヒヴァ・ハン国を保護国化した。ロシア帝国は その統治政策の一環として新たな司法制度を導入し たが、そこにはイスラーム法の判事カーディーが司 る法廷が設置され、ソ連初期までそこでムスリム住 民の係争処理が行われていた。

本書の冒頭で、執筆陣による共同研究プロジェク トが立ち上げられる際に、編者の一人である大江が 呈した疑問が印象的に記されている。「ロシア革命 の時に中央アジア社会がさしたる混乱もなく社会主 義を受け容れたのはなぜか。ロシア法とイスラーム 法との間の類似・共通性がその大きな要因ではな かったかし

この問いを発端に、「中央アジア社会がロシア革 命で社会主義を受け容れ」る以前の、ロシア帝国に よる中央アジア支配とその過程で生じた法制度の変 容を明らかにすべく, 歴史学と法学とをそれぞれ専 門とするメンバーによって学際的アプローチが試み られる。

序章には、ロシア帝国はこれまで、あたかも「ロ シア人の国民国家」であったかのごとく研究されて きたが、近年になり「多民族国家としてのロシア帝 国 | 史の研究が本格的に開始されていること、その なかで従来のロシア語史料に加え, ムスリム諸語 (ペルシア語、アラビア語、テュルク語) によって 作成されたさまざまなイスラーム法廷文書が掘り起 こされつつあるが、その読解や利用は進んでいない こと、法制度や運用実態を解き明かすためのイス ラーム法・ロシア法双方の専門知識の援用もいまだ 不十分であることなどが指摘され、この未踏の課題 に挑む本書の意義が示されている。

本書が、非西欧諸国におけるいわゆる近代法と伝 統法との制度的軋轢や、それが当該地域の社会変容 に与えた影響を考察するための格好の材料を提供し ていることは、言うまでもない。それに加え、ヨー ロッパの一部ではありながら、おそらくはアジア地 域のそれにむしろ多くの共通項をもつロシア固有法 の影響を多分に受けつつ、いわばロシア帝国ととも に近代化への道を歩んだ中央アジアの法制度の独自 の発展の様相をも窺い知られる点が、本書の比類な き魅力のひとつとなっている。

本書の構成は以下のとおりである。

序 章 シャリーアとロシア帝国――その時代背 景と本書の構成(堀川徹)

第1章 中央アジアにおけるロシア法とイスラー ム法の交錯――土地所有権を中心として (大江泰一郎)

第2章 ヒヴァ・ハン国と企業家――イチャン・ カラ博物館の一勅令を手がかりに(塩谷 哲史)

第3章 カザフ遊牧民の「慣習法」と裁判――ロ

『アジア経済』LVI-1 (2015.3)

= 書

シア統治期イリ地方の事例から見る帝国 の司法制度と紛争解決(野田仁)

- 第4章 ヴォルガ・ウラル地域におけるムスリム の遺産分割――その制度と事例(磯貝真 澄)
- 第5章 シャリーア法廷裁判文書の作成システム 一一帝政期中央アジアのカーディーと 「タズキラ」(磯貝健一)
- 第6章 ロシア統治下トルキスタン地方の審級制 度(矢島洋一)
- 第7章 アフガニスタンの司法改革——イスラー ム法裁判制度を中心に(近藤信彰)
- 第8章 「近代法」の移植と土着法適用について の帝国の論理——マレーシアと中央アジ アの比較から(桑原尚子)
- 第9章 社会主義ソ連時代における民事裁判のあ り方――客観的真実主義と裁判所積極主 義(伊藤知義)
- 第10章 ウズベキスタンにおける「法」の役割 ——担保法整備支援事業にみる一断面 (宮下修一)

II

以下に,各章の概要を示そう。

第1章は、土地所有権の構造に焦点を当てながら、イスラーム法が優勢であった中央アジアにおける土地所有のあり方がロシア法に包摂される歴史的過程を考察している。大江は、ロシア法・ソヴィエト法においては、土地をめぐる国家と農民とに属する2種類の所有権が、互いに他を排除することのないパラレルな存在として説明されることがある、と指摘する。これは同一内容をもつ複数の所有権の成立を認めない西欧法の「一物一権主義」とは相容れない。ロシア固有法上の所有権は、たとえば農民には政治的自由はもとより自由な不動産所有権も認めないという点で支配権力としての(オスマン朝よりもはるかに)専制的な性質を有し、このいわば「超優越的」な国家的所有権がのちのスターリン体制において完成をみるという。

一方,中央アジアのムスリムたちの間で歴史的に どのような土地所有形態がみられたかについては諸 説ある。大江は、中央アジアでは、土地支配者が荒 無地に灌漑を施し農民にその永代用益権とともに分与した土地が「アムラーク地」として、あたかも国家が所有権を有する国有地のごとく位置づけられてきたという見方を紹介している。彼は、シャリーアが本来私的土地所有権を否定していないことに言及しつつも、国家ないし統治者が私的所有者とならぶ土地の共有者として立ち現れることをゆるすイスラーム法的な「ラカバ」(もの自体)の所有権と「マンファア」(用益)の所有権との関係性が、上にみるようなロシア法の国家的所有権に親和的であった可能性を示唆しているようだ。

これは序章において提示された疑問に対するひと つの答えにもなっている。大江は、西欧において発 展した「仲裁型の裁判権力」のまわりに同格者が水 平的に集う社会における「共和制的力能」を有する 近代的私的所有権こそ、ロシア固有法やイスラーム 法と、西欧法とを比較する際の標識である、と述べ る。すなわち所有権の三権能(占有、使用収益、処 分)と国家権力との強固な結合が、ロシア、中央ア ジア、中国などにおいて、社会主義というかたちで 再現されたのである。

第2章は、ヒヴァ・ハン国で発布された勅令に着目する。ヒヴァ・ハン国では少なくとも18世紀末から勅令による「国有地の売却」が行われていたことが残された文書から窺われる。従来、こうした国有地売却は、すでに土地を実質的に保有していた政権に近しい個人に取り消し不能の所有権を与えるため為政者が採った「法的フィクション」であるとの見方が優勢であった。しかし、1873年にロシア帝国によってヒヴァ・ハン国が保護国化されたのちは、ロシア人企業家がハン国内で灌漑事業を展開するために新規に土地所有権の獲得に動き、帝政ロシア政府の後押しも得て、1913年には勅令の発布を通じて実際に金銭の授受を伴う国有地分与が行われた。

こうした勅令と、第1章で指摘されたような、ロシア固有法において所有権の「創設能力」として認められる国家(行政権)が発給する土地の下賜状や公正証書とには通底するものがあるように思われる。

第3章では、ロシア帝国統治下で北部草原地域 (現在のカザフスタンおよび中国新疆北部イリ地 方)を中心に展開していた遊牧民の慣習法に基づく 「ビイの法廷」がどのように位置づけられ、運用されたのかが論じられる。遊牧民はムスリムではあったものの、その法文化はシャリーアよりも、むしろ親族構造や個人間の行動・関係を律した原則である「アダト」などの遊牧社会の慣習法に拠るところが大きかった。少なくとも19世紀初頭までは、判事の役割を帯びる「ビイ」の称号を持つ者の裁定によって裁判が行われていた。

ロシア帝国のカザフ草原北西部進出に伴い、各地方に総督府が設置され「統治規定」が制定された。1867年の規定によれば、陸軍裁判所、ロシア帝国法に基づく裁判所に加え、「民衆裁判所」が設置された。これは各郷で選出され知事によって承認されるビイによる法廷である(このほかに、民族集団別の法廷もあった)。この制度によってビイはロシア帝国の官僚的存在へと変質していく。これは、カザフ社会において一定の権威を有していたビイを利用し、カザフを含むムスリム現地民をシャリーアではなくロシア法の枠組みのなかに取り込むことによって、カザフ草原における過激なイスラームの波及を阻止しようとするロシア帝国政府の意図を反映していた。

第4章は、ロシア帝国統治下のヴォルガ・ウラル 地域で行われたムスリム住民による「イスラーム法 に基づく」遺産分割に焦点を当てる。

ロシア帝国政府はヴォルガ流域、沿ウラル地方、カザフ草原北端のムスリムを統治するため、1789年にウファ・マホメット教法宗務協議会と呼ばれる機関を設置した(のちのオレンブルグ・ムスリム宗務協議会)。ここにはムフティーと呼ばれる協議長、カーディーと呼ばれる協議員、書記官などの官吏が置かれ、資格認定を受けた教区共同体(マハッラ)のイマーム(「聖職者」)とともに、ムスリム住民の婚姻や遺産分割などの処理にあたった(注1)。磯貝(真)によれば、ムスリムは制度上、遺産分割についてイスラーム法もしくはロシア帝国共通の民法のいずれかを選ぶことができた。

同協議会は19世紀末に、ロシア帝国共通の民法 (第1338条)を根拠に、ムスリムの遺産分割を処理 手順や証書の書式といった細かいレベルで管理し始 めた。ムスリム住民は同協議会を「シャリーア裁判 所」と呼び習わしていたものの、案件を扱う際の同 協議会の手続きは、ロシア帝国の法に則り「上級」 のカーディーが「下級」のイマームに処理を委任するなど、一人のカーディーが遺産の相続分算定や分割といった業務を自らの責任において行うイスラーム法廷とは異なっていた。すなわち、同協議会はムスリム地域で歴史的に成立していたイスラーム法廷とはまったく異質のものであったと考えるべきである。

第5章は、「タズキラ」と呼ばれるシャリーア法 廷文書に着目し、その機能を分析したものである。 タズキラとは裁判の審理の模様をその場で記録した 覚書としての性格をもち、ひとつの裁判でカー ディーによって複数回発行されることもあり得る。 これがムフティーによって参照されファトワー(イ スラーム法学的見地からの意見、裁定)作成のため の資料となった。

磯貝(健)によれば、タズキラは帝政期になって 新たに導入された文書類型と考えられる。法廷台帳 の作成が一般化していたオスマン朝とは異なり、本 来中央アジアには法廷台帳を作成・保管する習慣は なかったが、ロシア帝国政府はシャリーア法廷を監 督する必要から台帳を導入し、カーディーにその作 成・保管を命じて裁判の審理過程の可視化を図っ た。

第6章は、ロシア帝国がトルキスタン併合に伴って同地に新たに導入した民衆裁判所における「上訴」の制度を、離婚裁判を事例に論じている。

1886年制定の「トルキスタン地方統治規程」には選挙で選ばれるカーディー(民衆判事)の存在が定められているが、実際にその職に就いたのは代々カーディーを務めていたイスラーム法学者の家系の人物であり、彼らは裁判のみならず契約締結などに同席し認証を与える伝統的役割を引き続き担った。

一方で、統治規程にはカーディーの判決に対して 上訴する手続きが定められ、その上級審として「民 衆判事スエズド」と「管区裁判所」(ロシア人が管 轄)が位置づけられた。実際には、スエズド審にお いて上訴の申し立て内容が認められることはさほど 多くなかったようだが、獄中からの提訴や上訴にあ たって相手側当事者の変更や請求原因の変更も可能 な制度であった。

この上訴制度の導入は、ロシア人検事による司法 のコントロールの始まりであり、それまで決定的な 効力をもっていたカーディーによる判決ですら覆さ れ得るという事実がイスラーム法の権威を大いに損 なったという点において, きわめて重要な意義を もった。

第7章は、中央アジアがロシア帝国統治下にあった同時期に、君主アミール・アブドッ=ラフマーン・ハーンによって独自に司法改革が行われたアフガニスタンが取り上げられる。英露の勢力争いの間にあって外国による直接支配を免れたアフガニスタンでは、イスラーム法に基づいた近代国家を築くというハーンの意思の下、『カーディー達の礎』と題する書物が編纂された。これはハナフィー法学に基づき、主として民事裁判に関わる法務の指針がまとめられたものである。

体系的法学書、その注釈書、古典的ファトワー集を重視する「原典主義」が採られたが、裁判手続きにおいては被告にも反論・反駁の機会が与えられるなど、イスラーム法の原則を逸脱した近代法の要素が盛り込まれている。訴訟記録のあり方も、オスマン朝やイランにみられる従来型のシャリーア法廷記録簿とは異なり、中央アジアに導入されたものに近い近代的なスタイルであった。『カーディー達の礎』は明らかに法典として拘束力をもったと考えられ、同時代のオスマン民法典とも比較可能な重要な事績といえる。

第8章では、イギリス植民地であったマレーシア において、近代法の移植、土着法の存続と適用に関 する制限がどのような法的論理の下で行われたのか が検討される。

18世紀後半のペナン割譲を機にイギリスがマレー半島へ本格的に進出し、19世紀半ばまでにイギリス法の適用と裁判所の設置が漸進的に行われた。植民地におけるイギリス法の移植に関し、コモン・ローの法原則は「植民地獲得の原因が未開地への植民か、あるいはすでに住民のいる土地の征服や割譲か」によって区別し、後者の場合には「それまでそこで行われていた法を適用する」というものであった。しかしイギリス人判事は、ペナンが割譲時点で居住民のいない「荒涼地」であったこと、およびそれまでその地で効力をもっていたイスラーム法が「不信心者の法」であることを挙げて、この事例をコモン・ローの射程外としイスラーム法の適用を排除した。

一方イギリスは、宗教儀式や家事紛争、少額債務

などに関わる裁判権を原住民の長に与え、婚姻や相続などの分野についてはイスラーム法を含む土着法の適用を認めた。これはあくまでも、「婚姻の有効は挙行地法に従う」といったイギリス法の一般原則を根拠とした。植民地化後のイスラーム法適用は、国際私法の準拠法決定に関する法理に基づいたものであり、司法制度のなかにイスラーム法とロシア法の階層性を持ち込んでムスリムの側からの「自発的」変容を促した中央アジアの事例とは異なっている。

第9章は、ソ連時代の職権主義的な要素の強い民事訴訟体系に注目している。伊藤によれば、西欧法を継受した現代の日本の民事訴訟法では、事実と証拠の収集を(裁判の)当事者の権限とする「弁論主義」や、訴訟の開始、審判範囲の特定、訴訟の終了については当事者の意思に委ねるとする「処分権主義」が、重要な原則である。

これに対し、ソ連の裁判所は積極的に証拠収集に あたり「客観的真実」を明らかにすることを求められた。これが「私人間の関係に国家権力は介入しない」という市場経済におけるいわば「ブルジョワ司法」との根本的違いとされていた。したがって裁判所の「不偏不党性」は強調されつつも、それは裁判所が受動的であってよいこととは同義でなかった。

ソ連の民事訴訟法体系がロシアや社会主義に固有のものと断じることは危険ではあるものの,少なくともそれが価値相対主義の立場に立ち,手続き的正義による正当化を基本とする西欧法とは異なる構造をもつことは確かである。

第10章は法制面では旧ソ連の制度が残存する現 代のウズベキスタンにおける日本の法整備支援事業 に関する解説である。

2005年から08年にかけて取り組まれた支援事業の内容は、抵当法の制定に伴う解説書の作成と、民法典における担保関連条文の改正案作成であった。これまで同国では建物が担保目的物として機能しなかった。というのも時として居住者のいる住宅の競売が許可されない、国家が退去や明け渡しを求めるといった事態が生じた得たほか、住宅取引に重税が課されるなどの事情があったためである。今後は、土地や建物を担保として資金を調達するという考え方についての人々の理解が進み、抵当権を用いた貸付が増えることが予想される。

 \blacksquare

本書を通読することによって読者は、オアシス定住民社会のイスラーム法と、広大な草原地域を支配した遊牧民社会の慣習法とが並存・両立しながら、共同体の構成員同士の関係を律しつつ独自の司法制度を発展させてきた中央アジア社会が、ロシア帝国の進出によってその深部からの変容を迫られていく興味深いプロセスを、きわめて具体的に思い描くことができる。

ソ連崩壊後の中央アジア諸国の独立は、ソ連が巨大な多民族国家であって、しかもかかる多民族が社会主義という政治経済システムのなかにすっぽりと内包されていた不思議を我々にあらためて思い起こさせるものであった。「なぜ中央アジアはソ連の一部たり得たのか」という今日的な問いは、本書が示すごとくさらに時代を遡りロシア帝国の浸潤に曝されたその歴史を振り返ることによって、いくつかの重要な示唆にたどり着く。

ロシア法・ソヴィエト法の「非西欧」性として, 大江はその専制的,国家的な土地所有権構造を例に 挙げ,また伊藤はソ連の職権主義的,価値絶対主義 的な民事訴訟体系を指摘する。こうしたいわばロシ ア固有の法文化が,社会主義ソ連の実現を説明する のにきわめて有意なファクターでありそうだが,ロ シア帝国が併合した中央アジア地域において,それ は征服者の法としてより脆弱な他の伝統法を呑み込 んでいく役割をも帯びていた。

もちろん、ロシア帝国にとって、同様に重層的な所有権構造をもつイスラーム法をはじめとするアジア諸民族の社会規範がそもそも御しやすいものであったという可能性には、十分に留意すべきであろう。したがって中央アジア地域においてはカーディーやムフティー、イマームといったイスラーム法的な呼称の下に序列化された司法関係者や、遊牧民の慣習法における裁定者ビイが配置されながらも、ロシア革命前にはすでにそれらは上位のロシア法による広範な支配体制のなかに組み込まれ、一定の社会的機能を果たしていた。そうしたいわば「ロシア化」の進行が、多民族国家としての社会主義ソ連の誕生をも支えたと理解できる。

ここには、ある地域が、固有の伝統法をもった非

西欧国家(それ自身が「近代化」を目指しているにせよ)によって併合あるいは植民地化された場合の独自の法制度の発展プロセスをみることができそうだ。たとえばオスマン朝やペルシアにおける法体系の「近代化」が、西欧近代法を直接に移入ないし伝統法と折衷することによって果たされた経緯に引き比べると、おのずと異なる道筋が導かれたであろうことは想像に難くない。

もっとも、上の序列化と類似した事例として、オスマン朝が古くからその政治体制に取り入れていたウラマー制度や、その後の組織再編の経験を指摘することもできる [秋葉 1998]。もともとイスラーム法の適用される婚姻や相続といった私法分野以外を、行政当局の発布するカーヌーン(世俗法)が律していたオスマン朝では、イスラーム法学者を国家の官僚制的組織へ取り込み、中央政府による管理の下、その政治的・経済的影響力を制限する施策が採られ続けた。その意味ではロシア帝国とオスマン朝のいずれの事例も、揺籃期の近代国家によるイスラーム法の包摂ないし懐柔のプロセスと理解することが可能であろう。

本書はまた、経済学における所有権制度をめぐる 議論にも興味深い示唆を与えている。所有権制度の 確立が社会の安定と豊かさをもたらし、ひいては経 済成長に繋がるという考え方が、これまで多くの経 済学者の心を捉え、彼らを所有権制度と経済成長と の関係を分析する実証研究へと駆り立ててきた [佐 藤 2007]。経済学における所有権とはその理論的枠 組みのなかに所与の装置として位置づけられたもの であるが、その歴史的実体は、本書において大江が 指摘するごとく西欧の「裁判権を中核とする包括的 な(領土・封土の)支配権」を母胎とした「共和制 的力能」を備える近代の私的所有権に他ならない。

個人の私的所有権を保証し、しかるべき手続き (すなわち市場における交換・取引)を踏みさえす れば所有権の対象が事実上無制限に広がり得るとい う構造は、宗教的タブーや絶対王政による専制と いった旧弊に打ち勝つ強力なイデオロギーであり、 市場の拡大を是とする価値観の前にある種の普遍性 を獲得した。もちろん佐藤 [2007] が指摘するよう に、経済発展の初期段階ではこうした私的所有権は 障害になり得るため、むしろ有力な資本家や開発独 裁型の政府による恣意的な所有権の処分や変更が行

評 ———

われがちであることを指摘する議論もあった。しか し近代の私的所有権はあくまでも、社会の構成員間 の相対的平等と物質的豊かさとを担保する、不可欠 なツールのひとつと考えられてきた。

ところが上に述べたように、ロシア帝国時代から 社会主義ソ連を経て現在に至るまで、中央アジア地域ではまったく異なる法文化の下、重層的な、しかし強い調整力と再分配能力とをもつ所有権制度が機能してきたことは、注目に値する。ロシア固有法やそれに吞み込まれたイスラーム法的秩序は人々の発想や行動パターンの深層に潜み、おそらくは一定の経路依存性を維持しながら、現在にも影響を及ぼし続けていると思われる。

歴史的には、経済発展や経済成長といった近代の「徳」と歩みを同じくして発展してきた私的所有権が、将来訪れる経済史の新たな局面において、広くアジアの法文化から何かを吸収し変容する可能性がないとは言い切れない。本書はそうした雄大な想像力をも、かきたててくれるのである。

ロシア帝政期の中央アジア地域の社会変容につい ては今後さらに研究が深められるものと思うが、同 時に、それ以前に同地域に機能していた司法制度の 実態などについても、より詳細な研究が著されることを期待したい。論文集という性格上、それぞれの 論考は執筆者の固有の関心に基づいて執筆されているが、いずれも法と社会とのダイナミックな相互作 用とその帰結に関心を寄せる読者にとって、読み応えのある論考に仕上がっている。

(注1) 本来イスラーム法学者は裁判のみならず婚姻,相続,売買契約といった行為に公証を与える役割をも帯びている。

文献リスト

秋葉淳 1998. 「オスマン帝国近代におけるウラマー制度 の再編」『日本中東学会年報』13: 185-214.

佐藤創 2007. 「法と経済発展について――所有権と経済成長に関する諸学説の再検計――」『国際開発研究フォーラム』34: 19-33.

(アジア経済研究所地域研究センター)